

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4-7140	包装用容器(トレイ型)

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F4-50	—	包装用容器、包装用皿
F4-52	—	包装用缶
F4-530	—	包装用箱
F4-54	—	成形包装用容器
F4-54A	—	成形包装用容器(凹部規則配列型)
F4-54B	—	成形包装用容器(矩形)
F4-56	—	包装用かご

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C5-3200	食品用ふた物等
F4-32	容器付き包装用容器
F4-710	包装用容器
F4-713	包装用容器(カップ型)
F4-715	包装用容器(卵容器型)
F4-91100	包装用枠
F4-91200	包装用容器のふた
F4-921	包装用緩衝具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
包装用容器	包装用皿	包装用箱
包装用缶	包装用かご	

定義

1. 「トレイ型」とは、紙、パルプ、プラスチック、アルミニウムなどの材料で作られ、①比較的肉厚が薄く一定しており(補強リブや折り重ねられている部分があってもよい。)、②容器部の上方が広く開放され(側壁に傾斜を有しています。)、③ふたがない浅い容器(容器の全体形状における高さが平面視最短の横幅に対して二分の一未満)とします。ただし、分離される蓋や容器部と接続して折り畳まれる蓋部を有していても、④容器部が上記の条件を満たし、なおかつ⑤包装用容器の閉じられた状態における全体形状が扁平な容器(容器の全体形状における高さが平面視最短の横幅に対して二分の一未満)の場合も、含めることとします。なお、以下に分類されるF4-715包装用容器(卵容器型)~F4-770包装用容器(押しチューブ型)に含まれるものは除かれます。
2. この分類に含まれるものの例



3. この分類に含まれないものの例



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

1. C5-3200食品用ふた物、食品用保存瓶、弁当箱等との関係

① 反復の使用に適した堅牢な容器は、C5-3200食品用ふた物に付与し、使いきりの比較的簡易な容器は、F4-7代の包装用容器等に付与します。

② 出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

「飲食用容器」「食品用保存容器」「弁当用容器」の記載は、C5-3200に入ります。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用弁当容器」「弁当用包装容器」「包装用弁当箱」のように包装用と特定できるもの、又は、願書の「意匠に係る物品の説明」の記載において、使い捨てである旨等の説明により包装用と特定できるものについては、F4の包装用とします。

2. F4-713包装用容器(カップ型)との関係

容器の全体形状において、高さが平面視最短の横幅に対して二分の一未満の浅い容器の場合に、F4-7140包装用容器(トレイ型)等を含め、高さが二分の一以上を有して形状がカップ形(カップ形の形態については、F4-713を参照)の場合は、F4-713包装用容器(カップ形)に含めます。

なお、ふた付きの場合は本体(蓋なし)の高さ及び直径から判断します。

3. F4-91100包装用枠との関係

① F4-91100包装用枠とは、包装用容器の内部に用いられ、直接内容物を保持するためのもので、単独で容器として使用することができないものです。

② 出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

「～用枠」となっているばあいは、F4-91100包装用枠に分類され、「～用容器」となっている場合は、F4-7代に分類されます。

4. F4-921包装用緩衝具との関係

① F4-921包装用緩衝具とは、商品の包装にあたって、商品と容器との間の衝撃を、吸収、緩和するためのもので、直接緩衝具自体で商品を保護しようとするものではありません。

② 出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

1. この分類には、以下に分類されるF4-7141包装用容器(トレイ型・内部仕切あり)～F4-770(押し出しチューブ型)が優先して付与され、ここでは除かれます。

過去に分類した物品の名称

包装用容器	包装用皿	食品包装用容器
果物包装容器	食品包装用トレイ	メモ用紙用包装容器
包装用容器の中皿	包装用箱	